

みんなでつなげる有機の郷事業費補助金交付要綱

(通則)

第1 みんなでつなげる有機の郷事業費補助金については、本県の有機農業を推進するために行う事業に要する経費に対し、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業区分等)

第2 この補助金の補助事業区分、事業内容、事業実施主体、補助率及び補助対象事業費等は、別表のとおりとする。

- 2 算出された交付額に千円未満が生じた場合は切り捨てるものとする。
ただし、別表の事業区分5の(1)の事業を除く。

(事業計画の審査)

第3 事業実施主体は、様式第1号及び別記(1)、(2)、(4)、(5)に定める事業実施計画書を作成し、知事に提出するものとする。

- 2 知事は、前項により提出された事業実施計画書について、別に定めるところにより審査を行い、結果を事業実施主体に通知するものとする。

(事業変更計画の審査)

第4 事業実施主体は、次の各号に掲げる事業実施計画の重要な変更を行う場合には、様式第2号及び別記(1)、(2)、(4)、(5)に定める事業実施変更計画書を作成し、知事に提出するものとする。

- (1) 補助事業の実施主体の変更
 - (2) 補助事業の中止又は廃止
 - (3) 補助事業施工箇所の変更
 - (4) 事業実施主体の事業区分の補助金を増額する場合又は20パーセントを超えて減額する場合
 - (5) 事業内容の主要な部分に関する変更
 - (6) その他知事が必要と認める場合
- 2 知事は、前項により提出された事業実施変更計画書について、別に定めるところにより審査を行い、結果を事業実施主体に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第5 事業実施主体は、規則第4条の規定により補助金の交付を受けようとするときは、様式第3号（別記(3)の事業においては、組織化支援様式第1号）及び別記(1)、(2)、(4)、(5)に定められた事業実施計画書を添付し、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- 2 補助金の交付を受けようとする者は、前項の補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（事業内容に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た額との合計金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請を行わなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(変更交付申請)

第6 事業実施主体が、規則第9条第1項の規定により知事の承認を受けようとするときは、様式第4号及び別記(1)、(2)、(4)、(5)に定める事業実施変更計画書を添付し、知事に提出しなければならない。

ただし、第4第1項各号に定める重要な変更以外の変更については、別途指示を受けることとする。

2 事業実施主体が、規則第9条第2項の規定により知事の指示を受けようとするときは、様式第11号による報告書を提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第7 事業実施主体が、概算払により補助金の交付を受けようとするときは、様式第5号による請求書を知事に提出しなければならない。

(完了報告)

第8 事業実施主体は、事業が完了したときは様式第6号により完了報告を行い、速やかに検査を受けなければならない。(ただし、別記(3)の事業は除く)

(実績報告)

第9 事業実施主体が規則第10条の規定により提出する実績報告書は、様式第7号及び別記(1)～(5)によるものとし、提出の時期は、補助事業(検査)が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日までとする。(ただし、別記(3)の事業は除く)

2 事業実施主体は、実績報告を行うに当たって当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(達成状況報告)

第10 事業実施主体は事業の事業実施年度の翌年度から5年間、様式8号及び別記(1)～(4)により事業の達成状況を報告しなければならない(ただし、別記(5)の事業は除く)。

(書類の提出)

第11 この要綱の規定により知事に提出する書類は、別記(1)～(5)の取り扱いにより提出するものとする。

(処分の制限を受ける機械及び器具)

第12 規則第13条第4号の規定に基づき知事が指定する財産は、全ての機械及び器具とする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定)

第13 知事は、第5の2ただし書の規定による交付の申請がなされた場合において、補助金の額の確定前に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定したときには、補助金の額を確定する際に当該仕入控除税額を減額して補助金の額を確定するものとする。

2 事業実施主体は、補助金の額の確定後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第9号による報告書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全額又は一部の返還を命ずるものとする。

(帳簿等の保存)

第14 補助事業を実施するに当たっては、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳(様式第10号)その他関係書類を整備保管しなければならない。

(その他)

第15 この補助金を交付する事業を実施するにあたり必要な事項は、原則として別紙「実施基準」によるものとし、それ以外に必要な事項は農林水産部長が別に定める。

附 則 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。